

神栖市看護師修学資金貸与事業 令和7年度 募集案内

令和7年1月

神栖市

目次

	ページ
1 神栖市看護師修学資金貸与制度	
(1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)貸与の対象となる方・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(3)貸与者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(4)申込・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(5)貸与期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(6)貸与金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(7)連帯保証人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(8)返還時の利息額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(9)修学資金の返還猶予・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(10)修学資金の返還免除・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(11)修学資金の貸与を受ける方の義務・・・・・・・・	4
2 申請から貸与開始まで	4
3 卒業から修学資金の返還が免除されるまで	
(1)卒業後に提出が必要となるもの・・・・・・・・	6
(2)返還免除までのスケジュール例・・・・・・・・	6
4 修学資金の返還	
(1)修学資金の返還が必要な場合・・・・・・・・	7
(2)返還額の例・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3)返還の方法・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5 条例・規則	7
6 よくある質問	8
7 問合せ先	8

1 神栖市看護師修学資金貸与制度

(1) 目的

この制度は、将来神栖市内の病院に、看護師として勤務しようとする学生に対し、修学に必要な資金を貸与することで、市内医療機関において必要な看護師を確保し、市民の健康維持及び増進に資することを目的とします。

(2) 貸与の対象となる方

貸与の対象者は、次の項目の全てに該当する方です。

子弟とは、子や孫、兄弟、姉妹、甥、姪などのことです。

- ① 市内に 1 年以上住所を有する者の子弟
- ② 看護師を養成する学校又は養成所に在学する方で、将来、神栖市内の病院において看護師として勤務しようとする方。
- ③ この修学資金とは別に、返還の免除について一定期間の勤務などの規定がある資金の貸与を受けていない方及び、神栖市の奨学資金の貸与を受けていない方又は、受ける見込みがない方。

(3) 貸与者数

若干名

(4) 申込

申込期間：令和7年1月6日（月）～令和7年3月21日（金）

申込期間以降は、お問い合わせください。

申 込 先：神栖市 市長公室 地域医療推進課 担当：岩瀬、荒沼

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地 5

電 話 0299-77-8207 FAX0299-90-1324

E-mail iryo@city.kamisu.ibaraki.jp

申込方法：申請書類等（4ページ参照）を申込先へ持参又は郵送してください。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

郵送の場合は申込期間内に到着するように送ってください。

(5) 貸与期間

看護師学校の正規の修学期間内。ただし、休学、停学、留年の期間は除きます。

(6) 貸与金額

入学一時金：60万円（希望者のみ、入学初年度に限る）

月 額： 5万円

※国公立大学・私立大学・短期大学・専門学校で貸与金額に違いはありません。

(7) 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする方は、貸与契約を結ぶときに連帯保証人を2人立てる必要があります。連帯保証人の2人は、お互いに独立の生計を営む成年者でなければなりません。

連帯保証人は、修学生と連帯して債務を負担する方です。返還金が発生した場合、2人の連帯保証人それぞれに対して債務の全額を請求することとなります。

(8) 返還時の利息額

貸与を受けた各月分の修学資金に対し、貸与を受けた日の翌日から大学等を卒業する日までの日数に応じて、年10%の割合で計算した額が利息額となります。大学等を卒業する前に貸与契約を解除した場合には、解除の日までの利息額を計算します。

返還が生じた場合は、生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の全額に利息（年10%）を加えた額を一括して返還していただきます。また、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、延滞利息（年5%）をお支払いいただきます。

(9) 修学資金の返還猶予

貸与期間が終了後、次の①～③のいずれかに該当するときは、それぞれの事由の継続する期間に限り、修学資金の返還を猶予することができます。

① 看護学生であった者が看護師の免許を取得しようとするとき

限度：卒業後1年以内

② 看護師として市内病院に勤務中に、育児休業、介護休業を取得しているとき

③ 災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき

(10) 修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当するときは、修学資金の返還が免除されます。

① 看護師の免許を取得し、直ちに市内病院において看護師として勤務し、当該勤務期間※が引き続き貸与期間に相当する期間に達したとき。なお、入学一時金の貸与を受けているときは、貸与期間に1年を加算します。

※ 育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務することができない期間を除く。

② 死亡又は心身の故障のため、市内病院に引き続き勤務することができないとき。

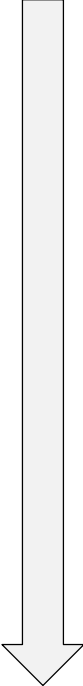
(11) 修学資金の貸与を受ける方の義務

修学生は、市が主催する修学生交流会（例年３月実施）へ参加いただきます。その他、市が主催する行事等へ原則参加いただきます。

【行事等の例】

- ・市主催の研修等への参加協力（随時）など
- ・市職員との面談（随時）

2 申請から貸与開始まで

区 分	内 容		
(1) 申 請 申込期間 1月6日（月） ～3月21日（金） 	提出書類	申請者	連帯保証人
	①修学資金貸与申請書（様式第1号）	○	—
	②応募理由書（様式第2号）	○	—
	③誓約書（様式第3号）	○	—
	④在学証明書※入学前の方は合格を証明する書類	○	—
	⑤履歴書(写真を貼付)	○	—
	⑥「市内に1年以上住所を有する者の子弟」であることが確認できる書類 ※住所、続柄要件を証明する書類 (住民票、戸籍の附票等)	○	—
	⑦連帯保証人の最新の収入及び居所等が分かる書類 住民票（世帯全員のもの）、所得証明書、市町村民税の納税証明書 ・以下該当するもの（写し可） 預貯金等残高証明書、公的年金等の源泉徴収票等	—	○
(2) 選 考 (申請受付後随時)	書類と面接により審査を行います。 (面接の日程は担当者からご連絡します)		
(3) 貸与承認 (3月下旬)	貸与が決定したら、「修学資金貸与承認決定通知書」を通知します。		

(4) 契約締結 (4 月中旬～下旬)	提出書類	申請者	連帯保証人
	①修学資金貸与契約書（様式5号） ※印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印	○	契約書及び同意書に連署・押印
	②同意書（様式第6号）	○	
	③印鑑登録証明書	○	○

(5) 貸与開始	＜貸与額と振込時期＞	
	貸与額	振込時期
	4月・5月・6月分	5月
	7月・8月・9月分	7月
	10月・11月・12月分	10月
	1月・2月・3月分	1月
	入学一時金	契約締結後
＜毎年提出が必要となるもの＞		
学業成績表又は在学証明書（進級したことを確認するため）		
＜必要に応じて提出するもの＞		
① 氏名(住所)変更届出書(様式第9号)		
② 修学資金解除申出書(様式第10号)		
③ 退学等届出書(様式第11号)		
④ 休学(停学・留年)届出書(様式第12号)		
⑤ 復学届出書(様式第13号)		
⑥ 連帯保証人変更届出書(様式第8号)		

3 卒業から修学資金の返還が免除されるまで

(1) 卒業後に提出が必要となるもの

提出する時期	提出書類
卒業したとき	① 卒業届出書(様式第 14 号) ② 修学資金借用証書(様式第 7 号) ※連帯保証人と連署 ③ 印鑑登録証明書 ※修学生及び連帯保証人の分
看護師免許を取得したとき	医師・看護師免許取得届出書(様式第 15 号)
卒業後に国家試験を受けるとき	修学資金返還猶予申請書(様式第 23 号)
育児休業、介護休業を取得するとき	
災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき	
市内病院で勤務を開始したとき	① 勤務開始届出書(様式第 16 号) ② 修学資金返還猶予申請書(様式第 23 号)
市内病院に勤務しているとき	勤務状況報告書(様式第 18 号の 2) ※毎年提出
市内病院を退職したとき	退職届出書(様式第 17 号)
市内病院での勤務期間が、貸与期間に相当する期間に達したとき	修学資金返還免除申請書(様式第 25 号)

(2) 返還免除までのスケジュール例

【モデル 1】専門学校で 3 年間貸与を受け、卒業後すぐに市内病院に勤務する場合

国家試験合格 (免許取得)	年齢			
	21 歳	専門学校	3 年生	
↓	22 歳	市内病院勤務	1 年目	貸与期間 に相当
卒業後 1 年以内の 取得が条件	23 歳		2 年目	
	24 歳		3 年目	
	25 歳	返還の免除		

【モデル 2】大学で 4 年間貸与を受け、卒業後すぐに市内病院に勤務する場合

国家試験合格 (免許取得)	年齢			
	22 歳	大学	4 年生	
↓	23 歳	市内病院勤務	1 年目	貸与期間 に相当
卒業後 1 年以内の 取得が条件	24 歳		2 年目	
	25 歳		3 年目	
	26 歳		4 年目	
	27 歳	返還の免除		

4 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息額を加えた額を一括で返還していただきます。

<返還事由と具体例>

返還事由	具体例
契約解除	① 退学したとき又は除籍となったとき ② 死亡したとき ③ 心身の故障のため、大学等を卒業する見込みがないとき ④ 偽りや不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき ⑤ 上記のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないとき
看護師の免許が取得できなかった	看護師学校を卒業後、 1年以内 に看護師免許を受けられなかったとき
看護師の業務に従事できなかった	心身の故障により、看護師の業務に従事することができなくなったとき
市内病院で勤務を開始しない。貸与を受けた期間に相当する期間、市内病院に従事する見込みがない	① 看護師となった後、直ちに市内病院の看護師として勤務しないとき ② 心身の故障により、看護師の業務に従事することができなくなったとき

(2) 返還額の例

① 入学一時金60万円と月額5万円の貸与を**3年間**受けた場合

修学資金 240万円＋利息額（年10％） 約45万円＝返還額 **約285万円**

② 入学一時金60万円と月額5万円の貸与を**4年間**受けた場合

修学資金 300万円＋利息額（年10％） 約72万円＝返還額 **約372万円**

(3) 返還の方法

原則として、修学資金の返還事由が生じた日から起算して30日以内に一括して返還していただきます。正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、延滞利息（年5％）をお支払いいただきます。

5 条例・規則

○神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例 平成25年3月26日神栖市条例第9号

○神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例施行規則 平成25年3月28日神栖市規則第21号

6 よくある質問

質 問	答 え
合格発表前ですが、申し込みできますか。	合格発表前でも申し込みが可能ですので、事前にご相談ください。
連帯保証人は両親でよいですか。	連帯保証人の2人は、お互いに独立の生計を営んでいる方で、修学資金の返還が生じた場合に、返還する責任を負う資力がある方を立ててください。両親が収入や財産を共有し、家計を同一にしている場合は、両親が共に連帯保証人になることはできません。また、連帯保証人の所得制限を設けていませんが、申請の際に連帯保証人となる方の収入等を証する書類を提出していただきます。
修学生本人が市外・他県出身でも貸与が受けられますか。	神栖市内に1年以上住所を有する方の子弟であれば、どなたでも貸与を受けることができます。子弟とは、子どもや孫、兄弟、姉妹、甥、姪などのことです。
併用できない借入制度とはどのようなものですか。	「茨城県看護師等修学資金制度」や市内病院の奨学金制度など、貸与期間終了後に指定医療機関での勤務を返還免除の条件としている制度は併用できません。
市内診療所への勤務を希望していますが、貸与が受けられますか。	受けられません。免許取得後、すぐに市内病院へ勤務する方が対象です。なお、神栖市が市内病院への勤務を保証するものではありません。
市行事等への参加とは、具体的にどのようなものですか。	市修学生と市内医療機関で勤務する医師や看護師との交流会、その他のイベント等への参加をお願いすることがあります。
4年間貸与を受け、市内病院に3年間勤務しました。市外へ転職したいのですが、貸与額の1年分を返還すればよいですか。	市内医療機関に勤務する期間が、貸与期間に満たない場合は、勤務した年数に限らず、貸与した金額に利息額を加えた全額を一括で返還することとなります。

7 問合せ先

神栖市 市長公室 地域医療推進課

担当：岩瀬、荒沼

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地

電 話： 0299-77-8207

F A X： 0299-90-1324

E-mail： iryo@city.kamisui.ibaraki.jp



神栖市若手医師もプロジェクト